

2月3日～3月15日

所得税と町県民税の申告相談が始まります

平成17年分所得税の確定申告及び平成18年度分町県民税の申告相談が始まります。
今回の申告は、平成18年1月1日現在美郷町に住所がある方で、平成17年1月1日から12月31日までの所得が対象となります。

期 間 ● 2月3日(金)～3月15日(水)

時 間 ● 午前9時～正午、午後1時～午後4時

会 場 ● [千畑地区] 美郷町役場千畑庁舎 224・225会議室(2階)

[六郷地区] 美郷町役場六郷庁舎 121会議室(2階)

[仙南地区] 美郷町仙南保健センター 事務室(仙南庁舎隣)

日 程 ● 21ページの日程表のとおり

◎確定申告が必要な方

- ◆ 農業や営業などの事業を営んでいる方
- ◆ 地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ◆ 2カ所以上から給与を受けており、年末調整をしていない方
- ◆ 年末調整をされた方で給与以外の所得が20万円を超える場合

◎還付申告ができる方(所得税を源泉徴収されている方が対象です)※預金口座番号、源泉徴収票が必要です

- ◆ 平成17年中にマイホームをローンで取得した方
 - ・ 金融機関の年末残高証明・契約書等が必要です。
- ◆ 多額の医療費を支払った方
 - ・ 平成17年1月1日から12月31日まで支払った医療費の支払済領収書(医療機関・受診者・月別などに分けて計算してきてください)及び高額療養費や生命保険などから補てんされた金額のわかる書類等が必要です。
- ◆ 災害や盗難にあった方
- ◆ 給与所得者の特定支出控除の特例適用を受ける方
 - ・ なお、所得税の還付申告は随時大曲税務署で受け付けております。詳しくは、大曲税務署個人課税部門までお問い合わせください。(☎62-2192)

所得税

町県民税

給与のみで勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方や、所得税の確定申告をした方以外の方が対象となります。申告が必要と思われる方には申告書を送付しますので、送付された書類を確認し申告してください。(所得税の確定申告をした方は町県民税の申告もしたとみなされます)

申告に必要なもの

(印鑑は必ずお持ちください)

- ◆ 支払先からの源泉徴収票
- ◆ 控除を受けるための証明書または領収書
 - ※ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(今回から申告書への添付が義務づけられました)
- ◆ 事業所得がある方(営業・農業)は次のとおり
 - ・ 収支計算内訳書または帳簿等
 - ・ 償却資産を購入した場合はその領収書等
 - ・ 農産物の出荷証明書等
 - ・ 必要経費として計上する支払証明書等

申告は指定された期日に

- ★ 申告相談は日程表にしたがって行います。会場に番号札を用意しておりますが、相談に対応する職員数はその日によって異なる場合がありますので、午前・午後の受付人数は当日会場にて確認してください。
- ★ 税務署から申告書が送られる方には町県民税の申告書は送付しませんので、日程表をご覧になり指定日にお越しくださいるか税務署で申告するようお願いいたします。
- ★ 指定割当会場以外の会場で申告を受けたい場合は、事前にご自分の割当会場へ連絡してください。
 - ※ 仙南地区の方が千畑会場で申告をしたいというような場合です。指定日に来られない場合は連絡する必要はありませんが、なるべく早い時期にお越しください。

申告書を送付されなくても医療費控除など各種控除を受ける場合は申告できますので、指定日に会場へお越しください。



役場(千畑庁舎)税務課 住民税班 ☎84-4902(内線2102、2103)

申告会場割当日程表

		《千畑地区》 美郷町役場 千畑庁舎 224・225会議室(2階)	《六郷地区》 美郷町役場 六郷庁舎 121会議室(2階)	《仙南地区》 美郷町仙南保健センター 事務室
月 日	曜日	指定行政区名(納税組合名)	※六郷地区は他の2地区より 申告相談者数が少ないため、 相談期間を調整させていただきました。 相談業務を円滑に行う施策 ですので、ご理解とご協力を お願いいたします。	指定行政区名
2月3日	金	一 丈 木		後 三 年
2月6日	月	第一暁・第二暁		元村・四ツ谷・新田
2月7日	火	土崎南部		本田・下夕堰・菅谷地・熊堂
2月8日	水	土崎北部		八掛・石町・ニツ柳・笹巻・上笹巻
2月9日	木	本堂東部		下笹巻・金沢西根谷地中・大久保・万願寺
2月10日	金	本堂中部	指定行政区名	釜 蓋・今 泉・百目木
2月13日	月	本堂西部	大 町・古 町	上千間谷地・下千間谷地・小町田
2月14日	火	元本堂南部	上 町・荒 町	町 田・糠 淵・上萩沢
2月15日	水	元本堂北部	上新町・熊野団地	下萩沢・山本1
2月16日	木	黒 沢	下新町・米 町	山本2・川原・谷地川
2月17日	金	大 坂・善知鳥	赤城・小安門団地	藤原・中島・北飯詰
2月20日	月	千屋北部	馬 町・西高方町	橋 本・鶴 水
2月21日	火	千屋中部	琴 平・東高方町	下鶴田・披・上中野町
2月22日	水	千屋南部	本館・大荒田・浮池・遠槻	下中野町・佐 野
2月23日	木	小 荒 川		上天神堂・耳取・松ノ木
2月24日	金	上畑屋(東部・西部)		扇 田・南 町
2月27日	月	上畑屋(南部・中央部)	本道町・宝門町	上深井東・上深井西
2月28日	火	中 野	上 鐘 田	駅前上甲・駅前上乙・駅前中
3月1日	水	安城寺上		駅前下・都野・川原保
3月2日	木	下畑屋・安城寺下	中鐘田・下鐘田	中関・金沢谷地中
3月3日	金	外 川 原	野 中・細 田	森先・上前郷・中前郷・下前郷
3月6日	月	善 元 寺	押切・雀柳・北雀柳・筑後屋敷	米ノ口・茨 島
3月7日	火	大 柳	紀の国・田の尻・妻の神	石 神
3月8日	水	大 畑	関田・中村・一ツ屋	上野際・下野際
3月9日	木	湯 竹	四天地・荒川・七滝・四ツ屋	明田地(仙南)・上野荒町
3月10日	金	羽貫谷地	明田地(六郷)・作 山	下野荒町
3月13日	月	塚(塚南・塚中)	旭 町	籠 林
3月14日	火	塚(塚北)		寺田・新道・長岡森
3月15日	水	予 備 日	予 備 日	予 備 日

※納税組合に加入していない方は
指定行政区のいずれかにお越し
ください。